

報告第23号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。


平成30年7月24日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 77,454円
- 2 損害賠償の相手方 

平成30年6月21日 専決処分

説 明

平成30年6月1日午後2時40分頃、芽室町西7条4丁目1番地3地先ピウカ公園内北側で草刈り作業中、町道五丁目通を東から西へ走行中の相手方車両に飛び石が直撃し、左側前方の車窓を破損させたものであります。

位置図

